

# 車両利用規定「山行時の自動車使用に関する規定」

高御位山遊会

## 第1条（目的）

本規定は、山行時の交通手段に、自家用車(以下車両という)を利用する上で、車両所有者の負担の軽減や、事故防止、また、万が一事故が発生した際の処置、費用の算出および、法的問題の解決などをスムーズに進めることを目的として定める。

## 第2条（対象）

山行規定に定める例会山行について本規定を適用し、個人山行についてはこの規定の定めるところではない。

## 第3条（規定の適用）

本規定の適用に際し、次の項目について最低限満たしていなければならない。

1. 第2条に定める山行であること。
2. 利用する車両は、保険契約の成立(任意保険の対人、対物や同乗者に給付される保険)している車両で「山行用乗用車登録票」が提出されているものであること。

## 第4条（費用）

車両を使用した山行の場合、次の事項については同乗者数により均等に分担する。

1. ガソリン代 実費
2. 有料道路代 実費
3. 駐車料金 実費
4. 車両使用料 走行距離1kmあたり10円(端数などについては会計担当者に一任)

## 第5条（違反、事故などの処理）

事故、違反などのトラブル発生時における費用の取り扱いについては、次の事項による。

1. 交通違反は原則として運転者の責任とする。ただし、駐車違反等運転者だけの責任ではない時は、同乗者との協議による。
2. 事故を起こした場合、その費用は車両所有者の保険にて処理することを原則とする。  
なお、保険で処理できない範囲については、会及び同乗者へ請求しない。
3. 運転中の事故については、同乗者は運転者及び車両所有者へその責任を問わない。
4. 駐車中の盗難、破損等については2項に準ずる。

## 第6条（会の責任）

事故の責任は、法的に事故を起こした本人に定められており、何人もこれを肩代わりできない。よって、会としては助言の域を出ず責任は一切負わないこととし、全て当事者および、その同乗者に帰する。

## 第7条（その他）

1. 山行計画書に運転者、車両の所有者の氏名を記載する。
2. レンタカーを使用する場合も、上記規定を準用する。
3. 山行に使用する車両の提供者は所定の車両登録票へ必要事項を記入し、山行指導部はこれを管理する。
4. 営業バス利用時のキャンセル料金の請求について  
・原則として日帰り山行は3日前、宿泊山行は7日前から、実費相当額をキャンセル料金として請求する。
5. 会のその他行事についても上記規定を準用する。

## 付則

この規定は2010年12月12日から施行され、2011年12月4日、2014年1月12日、2015年7月5日一部改訂して施行する。